

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談

2. 日時

令和3年7月30日（金） 13時30分～15時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、

鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

製造部長 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：加工施設 保安規定の変更について（MSR-21-048）

資料2－①：加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認

資料2－②：設工認から保安規定への反映項目確認

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	では定例定刻になりましたので、本日の面談を開始したいと思います。
0:00:10	本日の面談は、令和3年7月26日付で申請のありました。
0:00:15	三菱原子燃料株式会社の保安規定変更認可申請の申請内容につきまして、
0:00:21	申請書及び面談資料をもとに、事実確認を行うものでございます。
0:00:27	それではまず、事業者の方から簡単に資料の3つの位置付けのほうを御説明をお願いします。
0:00:36	はい。MNFコマタでございます。
0:00:40	資料の概要でございますけれども、まず資料1としましてパワーポイントの資料ですね、加工施設保安規定の変更についてという資料でございます。
0:00:55	こちらのほうで保安規定今回ですね保安器系変更点の概要と、あとは保安規定変更の主な内容等、あとはその他適正化についてということでまとめてございます。
0:01:12	概要としましては、
0:01:15	簡単にですね、事業許可等でね、あとは分割申請をしております。また鉄鋼に一時から並びにまでの設工認の内容をマーケットに並べて認可されたということで、
0:01:32	こちらの半月できない用語ですね保安規定のほうに規定するというものでございます。
0:01:40	運営に当たってですねどのような形で反映を行ったかということと、その反映した内容の防護まとめているところがパワーポイントの資料1ということになります。
0:01:56	それから資料2-1ということで、参考資料①ということで書いてございますけれども、こちらの資料が加工事業変更許可内容の保安規定の反映確認ということで、
0:02:14	事業許可のからですね、
0:02:19	保安規定でshotを管理すべき内容というものを事業許可基準の条文ごとですね。成立性抽出たつていうことでございまして、そのを抜き出した内容をですね。
0:02:35	反映
0:02:37	の結果というものを縮めたというようになってございます。
0:02:44	それから資料2の②でございますけれども、こちらが設工認からですね保安規定の反映項目の確認ということで、金利気密性から71日程度での内容で、
0:03:01	反映すべきで管理を行う内容を抽出してそれをですね反映した結果というの、まとめた資料ということになってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:16	以上でございます。
0:03:22	規制庁ウツミです。ありがとうございました。それでは規制庁のほうからコメント確認事項一つ伝えようと思います。
0:03:31	まずちょっと私の方から今回のちょっと資料の
0:03:36	二つ目ですね資料、参考資料1のほうをちょっと確認していて、ちょっと全体的なところからちょっとお伝えしようと思うんですけども。
0:03:46	まず
0:03:47	確認し参考資料のこの保安規定の反映というところの文章ですね、この資料をここの記載がですね資料全体的にですね。
0:03:55	許可の内容を具体的に保安規定のどこに記載を反映してるのかっていうのが、
0:04:01	結構記載がここへとしっかりしているところとしっかりしていないところよくわからない部分がまざってまして、物によっては具体的なその条番号、一番その条番号ですねそこまでこう書き切れないものが、
0:04:17	ちょこちょこ見られる方見られるというところでございますので、これは今後この資料をベースいろいろ修正すると思うんですけども、その際はですね、この保安規定の反映という部分に関しましては、具体的な本気で反射場所が特定できるような形で記載をしていただければと。
0:04:36	いうふうに思っております。それがまず1点目です。
0:04:39	2点目続けさせていただきますけれども、
0:04:43	今回の保安規定の反映の部分の説明の中でですね回分が保安規定の下位文書である。
0:04:51	標準書のほうに内容を記載しているというものがAs多々見られるんですけども。
0:04:58	今回のこの資料、資料の中ではですね、本当にその標準書で適切なその反映をしているのかっていうことが確認できませんので、
0:05:08	これはあのメンバーの資料という形でいいんですけど今後の面談でですねこの文章の回分標準書に落としている部分につきましては、その評定書の該当部分をですね、参考で示していただきまして、Aー適切に許可の事故が
0:05:24	表示したこととされているかというのを確認させていただければと思っております。
0:05:30	三つ目、これ最後ですけども、
0:05:33	今回これは今後またこの後いろいろコメントが出ると思うんですけども、全体的に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:41	下位の標準書の方に記載内容を落としている場合ですね保安規定の本文を見ただけではその標準書に落としているのか、標準書に書いているのかどうか。
0:05:56	同会議の方かわからないものがありまして要素の保安規定と標準化ひもづけかですね、ちょっと見えない箇所が何点かありまして、そういった場所はしっかりその保安規定上で、標準書のほうに記載がありますということがしっかりとわかる記載。
0:06:15	である必要があると思っております、そういったものがもう一つ紐づけが不明確なところがあればですね、しっかりとした紐づけの文章に増していただければなと思っております。全体的なところ以上になります。事業者いかがでしょうか。
0:06:35	はい。MNFコマタでございます。今御指摘いただいたパンパン県に行って、まず一つ目のですね。
0:06:45	保安規定の反映の部分の欄の引張などですね確かに本船の何条に規定しているというようなだけの記載であったり、何もファーマ学校等が書いてあったりですねちょっと記載のレベルといいますか、ながらというのはおっしゃる通り、
0:07:05	と思いますので、今後ですね、こちらの記載については具体的にですね、充実した記載に
0:07:15	変更させていただければと考えます。
0:07:20	それから、
0:07:22	かい文書への反映というところですねけれども、こちらですね、標準偏差に劣っ
0:07:31	表 19 の改訂部分がわかるようにということでございますけれども、
0:07:38	と同時にですね、実態としてはこれから会議文書もこう入れ本でいくということを行き始めたところですので大衆京銀版というか拒んではなくって、
0:07:52	根源に変えますというのを示してくというのがまず最初になるのかなと考えてますけれども、一応そういう状況でございます。
0:08:04	それから 3 点目ですね、保安規程本体の中でかい文書に沿っているというのがわかるような機会にということでございますので、こちらのほうは会長でございますので、本文のほうですね、表向けというか、
0:08:22	わかるような記載で変更していきたいというように考えます。以上です。
0:08:29	規制庁ウツミですよろしく申し上げます。今から個別の方確認に移りたいと思っております。
0:08:38	規制庁座ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:41	今ウツミのほうからありました。件なんですけれども、今回参考資料 1 ということで、審査会合資料でつけていただいているものというのは、三条改正の保安規定の変更認可申請のときに、
0:09:00	最後参考としてつけていただいているものと認識してませんで、
0:09:06	このときはどういう事業者の管理をしているのかということで参考でつけていただいたものですえ資料まで精査した状況にはなってございませんので、まず事業者が済としているところの認識に大きなずれがありますよっていうところ。
0:09:23	ろうあ一点あの言うっておきませんで、早々であったとしても、今回最終断面なので、今回のところできちんと入れてもらえばいいんですので、そのところは今回の対応ということで特段何か問題があるということではありませんので、
0:09:39	そういう認識でいただければと思います。まずその点よろしいでしょうか。
0:09:47	はい。MNFコマタでございます。共通決めた
0:09:53	いっぱいですね沢山に今までお出ししていただけるようでございますので、今まで出していたのでというようなところもあったかと思っておりますので、いま 1 度ですねこちらのほうは確認してブラッシュアップしていければと思っております。以上です。
0:10:11	規制庁座です。それではですねちょっと個別に確認させていただきたいんですけれども、
0:10:22	まず
0:10:25	1-1 ですね。
0:10:27	加工事業変更許可申請書で保安規定に反映すべき内容ということで抽出していただいている、ここで公衆及び業務従事者っていうふうに係る記載されているところで、
0:10:41	第 52 条に規定しているっていうところを見ると公衆というのが記載されているんですかっていうところで、この条文だけですべて規定しているっていうことなのかっていうところがまず 1 点目の確認ですが、
0:10:59	はい。
0:11:14	倒壊等に時間かかるようであれば、ちょっと次に進めさせていただきますので、後で回答いただければ結構です。
0:11:22	はい。
0:11:24	ちょっと続けさせていただきますと、同じような確認が続きます。
0:11:31	2-8。
0:11:33	ですけれども、
0:11:35	インターロック機構により確実に形状寸法を担保できる設計とするっていうこの部分について、第 33 条

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:45	または別表第 1-3 に規定するって書いてあるんですけども、
0:11:50	この記載の中でどこで読み取ればいいんですかっていうところですよ。
0:11:56	きちんと記載されているのかどうかというのが読み取れない。
0:12:02	はい。
0:12:08	続けていったほうがいいですかね。
0:12:10	実態としてどうなんだっていうところの回答をいただけるとありがたいんですけども、
0:12:21	そうですねいかに
0:12:25	何でしょうご出席いただいている通りですね傘下に指摘いただいた通り、ちょっと機械が具体的でないというところですね確かに今の
0:12:38	裁量ですね読めないところと、あとは確かに関連しているということで、条文をですね引用しているという部分もあるので、本当に勢いでですね、細かく詰めて反映されているかというところでは、
0:12:54	ちょっと即答はできないんですけども、ちょっと不十分なところがあるのかなというところがございます。
0:13:03	規制庁側で承知しました。そうすると、今の回答ですとキチンにはきちんと保安器Aとか、事業許可申請書で約束した事項がすべて読み取れるような形で、保安規定なりかえに
0:13:20	えっと記載されている状況にないところもあるというご回答だったと思いますので、そうするとそのところは検討していただいて、補正で反映してくださいということになると思いますので、
0:13:36	検討していただければと思います。
0:13:39	はい、MNFコマタでございます。初期いただきました。ありがとうございます。
0:13:44	そうすると、一応そのようなものが続くんですけども、一応お伝えをしておきます。
0:13:53	2-9 ですけども、このところですよ、複数の運転員による確認措置を講じるってところが、第 35 条のまずどこで読み取るんですかっていうところですよ。
0:14:10	続きまして、2-12 ですよ。
0:14:15	2-12 もですね、溶液系でバッチ処理を行う場合、資格認定された運転員 2 人により投入量を確認し、インターロック機構により質量の核的制限値以下であることが確認されれば、
0:14:32	されなければ次の工程に進めない設計とするっていうところなんですけれども、
0:14:37	これも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:39	どこで読み取るんですか。これ今の部分の前半部分が運用か運転管理のところかなと思いますけれども、どこで読み取れるんですかっていうところです。
0:14:52	続けますけれども、ちょっと戻ってすみません 2-8 なんですけれども、そもそも 2-8 ってインターロック機構により確実に形状寸法担保できる設計とするって言われているのは、これ
0:15:05	運用管理というかソフト対応ということで抽出されてるけれども、そもそも設工認側の話じゃないの。
0:15:14	というような認識を勘案感じもありまして、そこも含めて、抽出が適切なのかっていうところを考慮いただければと思います。
0:15:26	はい、ありがとうございます。皆オブカが落ちちゃった通りですねちょっと語尾のほうで設計とするところの充実が結構ございまして、若干鉄鋼に出たとの部分かなというところもございまして、
0:15:43	こちらも上がってて、ちょっと見直し方法とさせていただければと思います。
0:15:48	あとアリタ作業の件についてですけれども、ちょっとこちらの資料では款 15 条に関するサイトありますけれども、今回ですね、31 条のほうの到達ポーター常磐一般事項というところに、
0:16:05	大南参考としてるんですね、複数のゴーサインにより確認等必要な作業について遵守説明させることということでちょっとまとめてしまってるんですけれども、普通の確認とか作業については意見を一部追加をさせていただきます。
0:16:25	以上です。
0:16:29	はい。
0:16:30	規制庁座です。今の点は承知しました。そうすると、この件については、
0:16:37	説明資料の審査会合資料のほうの記載が適切でないということだと思いますので、その点は理解いたしました。出続けさせていただきますと、
0:16:53	2-14 ですね、2-14 の関連なんですけれども、
0:16:59	許可申請書の 7 ページの記載を見ると、
0:17:04	複数ユニットの維持管理っていうところで記載がありまして、その質量の核的制限値を設定したバッチ処理の場合、移動する欄について移動先の単一ユニットの核的制限値を超えないよう管理する。
0:17:20	っていうところがですね、
0:17:24	35 条のどこで読み取れるんですか。
0:17:29	っていうところとですね、そもそもこれあの抽出されていないので、
0:17:34	抽出されていない。
0:17:36	そこを何で値されていないのかっていうところも含めてですね、もしかしたら

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:44	抽出漏れがあると、保安規定の反映漏れもあるっていうことに繋がりますので、その点はどうなんですかっていうところです。
0:17:57	ここのはい。はい。
0:18:01	回答できるようであれば回答お願いしたいんですけども、
0:18:07	ちょっとさっき率でいただければと思います。
0:18:14	わかりました。そうしますと、続いてですね。
0:18:18	3-1 です。
0:18:22	はい。ここでの抽出いただいたところの記載の
0:18:26	放保管廃棄する放射性廃棄物の大表面線量率を管理する措置を講じる等設計する。
0:18:38	というふうに記載されているんですけども、これは 75 条の 2 点をどこで読み取れる読み取るんですかっていうところです。
0:18:47	あわせてですね。
0:18:49	許可申請書ですと、ここは外表面線量率 2mSv/h
0:18:57	もう管理するっていうふうな記載になってるんですけども、その部分をあえてこう抽出していない。
0:19:05	抜けてしまっているのかっていうところはその理由は何なんですかっていうところを
0:19:12	教えていただきたいと説明していただきたいんですけども、抜けているっていうことであればまたこれも保安規定への反映漏れっていうことが考えられますので、
0:19:24	併せて確認していただければと思います。
0:19:28	はい。
0:19:31	続いてですね、4-2。
0:19:36	です。
0:19:38	4-2。
0:19:40	スミア 4-3 ですかね。
0:19:46	これは再循環吸気再循環急を中止し、手動によりワンスルー方式切り替える管理をするっていうところがですね、54 条の
0:19:59	どこで読み取るんですかっていうところです。
0:20:06	はい、続きまして、
0:20:08	外気にあえて 4-6 ですね。
0:20:12	4-6 です。
0:20:14	はい。外気に対して負圧に維持するっていうところなんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:21	許可申請書での記載はですね、ここのところで、19.6%すかる以上の負圧を維持するっていうふうに記載になっていて、ここのところ数値抽出していないんですけれども、
0:20:36	ここのところの抽出されていない理由というのを、
0:20:40	説明してくださいっていうことです。
0:20:43	ここの部分抽出した上で数値を抜いているので、覚えて抜いているのかなっていうふうな4読み取りをしたんですけれども、それでも
0:20:58	保安規定上でも読めるところ見つけることができなかったのも、
0:21:02	そこのところ説明をしてくださいというところなんです。
0:21:07	最後にちょっと来完成Zけれども、
0:21:12	議会活用というところで本文と添付ということで書いてあると思うんですが、本文のほうもですねちょっと私も私なりに確認したら、本文のほうにはスズキがなくて、別ページにはあたりというところがあったので、ちょっと内ほうの部分を中実
0:21:32	見てるのかなというようなところで
0:21:36	見受けられましたので、ちょっと隣のところも確認したいと思っているところです。
0:21:43	規制庁座です今のベースとこの部分については、
0:21:48	抽出漏れなんじゃないかっていう回答だったんでしょうか。
0:21:53	いえ、
0:21:55	そっからの234ページだと思うんですけれども、ここに書いてあるのはこのままの記載になっておりますが、現状、その部分には19.6%あるというスズキが入ってないところの部分のむき出しになっているという認識でございます。
0:22:12	これを合わせて、6-3で、そちらにも記載がなかったんですけど。
0:22:18	いや、こちらには8とかでちょっとここでちょっと整合というか、本文のほうだけを抜いているということになっていると思います。
0:22:29	承知しました。そうすると、そこのところの記載が要するに抜けているって現時点で抜けているというところですので、抜けているもの能について、抽出漏れなんで当然保安規定に反映されていないんですけれども、
0:22:47	そういうところの確認をお願いします。
0:22:51	はい。
0:22:55	続きまして、
0:22:57	4-9です。
0:23:01	はい。この部分で内部を排気することにより開口部の0.5m/秒以上とするっていうところなんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:14	これ 34 条と 64 条のどこで読むんですか。
0:23:18	っていうところです。
0:23:21	これ 60、これは 64 条の下部規定の施設管理標準で 4 名をっていうことなのであれば、記載が足りてないですよっていうところです。
0:23:36	これ
0:23:38	定期検査だとかそういうところでの判定基準だとかになるところに飛ばして、そこで記載っていうことであれば、まあそういうことをきちんと説明していただかないとわかりませんっていうところです。
0:23:53	それから MNF コマタ別でよろしいでしょうか。はいどうぞ。
0:23:58	すいません今の部分でございますけれども、9.8%ある医療のフロアとなるように管理するというのは、今回、第 36 条の漏えい管理のところで、
0:24:14	一応追加を法律でございますけれども、今大ざっぱおっしゃられた 0.5 メーター/s 以上というところがですね抜けているので、ちょっと確か抜けているのは確かなんですけれども、
0:24:29	9.8% つかるといのはですね今回本文のほうに入れてございます。以上です。
0:24:36	規制庁台数承知しました。そうすると部分的に反映がされ、
0:24:44	についてはいるものの、一部こう反映漏れがありますねという回答だったと思うんですけども、それを認識でよろしいでしょうか。
0:24:53	はい。
0:24:54	その通りでお願いします。はい、承知しました。
0:25:00	続きまして、
0:25:03	5-2 ですね。
0:25:06	UF6 を取り扱う設備機器の近傍には可能な限り火災減となりうるものを設置しない。
0:25:18	とあるんですけども、これについては、保安規定上で記載がまず見当たりませんでした。見つけることがまずできませんでした。
0:25:30	それですね。
0:25:37	御説明資料のほうで、保安規定の反映というところで、これらの保安規定第 3 図(1)、
0:25:48	に示すって書かれてるんですけども、これは今度この説明をする違う説明の図であって、これから読み取れっていうのはかなり無理があります。
0:26:01	読み取れませんので、きちんと説明していただくどっかにほかに書いてあるんであれば書いてあるっていうところを説明していただく必要がありますし、見つ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	けられてないので、前のであれば、反映が必要なのかどうかというところで検討していただければと。
0:26:17	思います。
0:26:19	それとですね、またあれですね
0:26:23	添付のほうの1ですね、1ポツ1内部火災(4)②の方(9)に記載するってあるんですけども、こちらにもこの記載が見当たらないです。
0:26:37	なので、記載が足りてないんじゃないんですか。
0:26:41	というところで確認していただけると思います。
0:26:46	はい。
0:26:50	続きまして、
0:26:56	ちょっとお待ちください。
0:26:59	はい。
0:27:19	規制庁座です。続きまして、5-3です。
0:27:24	防災資機材については、今回追加されるものも含まれていると思うので、対応状況っていうのは、この部分については今回も対応するっていうことにはなるんじゃないんですかっていう
0:27:39	所ですね。
0:27:44	続きましてええ。はいどうぞ。
0:27:47	MNF コマタでございます。
0:27:50	別表第20につきましては今回大きく変えてございます。それでこの一覧表の中でも名称としてですね例えばいっす拠点4とか、というものが出てきたらば今回反映をしてるので。
0:28:09	対応結果としては①の今回変えたというようなSARRYぶりになっております低5番で防火服、防護マック投光器というのは従来から伝票20に書いてあったので一応②というような対応結果と
0:28:28	いようなくるりにしてるというのが現状の書き方になってございます。以上です。
0:28:36	規制庁、
0:28:38	規制庁座です。わかりました。ただ、この防火服防護マスク等書き等って書かれてるんですけど。
0:28:47	抄消火活動に関係するものが今回消し変更されてたように、
0:28:54	思ってたコメントしたんですけど違いましたっけ。
0:29:08	ですね、別表自重を見ると、確かに今言われたものについて、
0:29:17	電話種類のところは赤字にはなってないものの、
0:29:23	その横のほうを見ると廃棄数だと配備谷地愛知度とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:29	範囲美化で設置場所だとかこう赤字になって、
0:29:34	たりするもの。
0:29:37	あれば、
0:29:40	今回は対応ということになるのかなと思いますのでそこら辺も含めて検討いただければと思います。
0:29:48	MNFコマタでございます。はい。この通りの赤字のところはありますので、ちょっとそういう観点で見直しをさせていただきます。以上です。
0:30:01	はい。続けさせていただきます。
0:30:04	直通一定ですね。
0:30:08	簿のロックです。
0:30:13	はい。
0:30:19	と。
0:30:20	えーとですね、許可申請書、
0:30:24	そういう許可申請書で記載しているところだと火災が発生し、その影響がある排気システムを停止しても、それ以外の排気システムにより建物の負圧を
0:30:39	維持管理するというような
0:30:43	記載。
0:30:44	の部分が抽出されていまして、そのところのすま抽出されていない理由守れないのかどうかというところを確認して、
0:30:57	ください。
0:30:59	はい。
0:31:02	これについては、抽出漏れ。
0:31:08	あるのかなとは思いますがけれども、
0:31:13	申請書のほうを見るとですね。
0:31:17	添付 1-1 ポツ 1 内部火災(4)②片括弧 4 ですか、こちらのほうに、これに該当する記載として入れてるつもりなのかなというように記載もあるんですけども、
0:31:38	②の片括弧 4 だから、
0:31:47	ここの記載を見ると消火活動等により水の侵入等により、電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く設備機器の給電停止を行うというようにことが書かれていて、
0:32:02	ここで書いてるつもりであれば、適切な反映の記載になってないと思われますので、もうそこも含めて確認いただければと思います。
0:32:16	最後に、
0:32:18	そうしてですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:22	うん。
0:32:39	続きまして、
0:32:41	5-13 関連です。
0:32:49	焼却炉のところで、
0:32:52	運転管理に関するものでこ抜きとられているのが、
0:32:58	火災を防止するために排気温度管理するっていうところを記載されてるんですけども、そのほかにも許可申請書を見ると、爆発的な燃料、
0:33:12	爆発的な燃料の
0:33:16	爆発仮名を防止するために燃焼用空気を管理するっていうふうに書かれていて、ここは抽出されていません。
0:33:29	これソフト対応するんじゃない、ないのかハードで対応済みとかそういう理由なのか、抽出するされていない理由で抽出されて漏れであれば反映が必要ですねというところで確認をしていただければと思います。
0:33:46	はい。
0:33:48	続きまして、5-15 です。
0:33:59	具体的なアクセスルートについては、
0:34:04	どこに規定されるっていうか規定されるのかっていうところですね、規定されている文書に基づいて説明してくださいということなんですけれども、今後っていう話になると、
0:34:17	はい。
0:34:18	先ほどの一番初めの話に戻るかもしれませんが、このところへと読み取れないので、こう説明してくださいというところになってございます。
0:34:28	続きまして、
0:34:32	5-21-22 です。
0:34:36	これはですねこの記載全体がですね。
0:34:40	. 1-1-1 内部火災括弧 4 の標準書を読んでもですね、読み取れない。
0:34:48	ですね。
0:34:49	なので、どこで読み取れるんですか。
0:34:54	というところの確認をお願いします。
0:34:59	はい。
0:35:02	続きまして、
0:35:11	5-23 ですね。
0:35:16	それで。
0:35:19	反映箇所なんですけれども、ここについても記載されている。
0:35:24	反映箇所、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:26	には抽出されているものですね、読み取れません。
0:35:31	というところで、こちらの反映箇所の条文間違えてないですかというところですね、89条
0:35:40	100条に基づく別表20であったり、1.2というところをひもづけるのが適切なんじゃないんですかというところですか。
0:35:52	はい。
0:35:56	私のほうはざっと架空の前半確認しましたがけれども、そういうような記載の抽出漏れが幾つかあるんじゃないのっていうようなところと、
0:36:08	きちんと説明していただかないとどこで読むのかが読み取れませんっていうような趣旨のものをお伝えしましたので、
0:36:16	確認をしていただければと思います。
0:36:21	それですねあと1点ですね。
0:36:25	発表第二種20ですか。
0:36:29	別表-2地区
0:36:32	ここですね。
0:36:34	防災資機材一覧っていうので関連する条文で82条100条118条で書いたんですけど。
0:36:44	これ例89条も関連してんじゃないの。
0:36:48	いうところでちょっと抜けてる。
0:36:51	ではないんですかというところなので、そこもあわせて抜けてるのであれば追記が必要かなと思いますので、確認をしてください。
0:37:01	はい、すいません。
0:37:12	僕からはずっと以上なんですけれども、今ので。
0:37:19	もう記載も抽出漏れですねだとかですね、記載漏れですねっていうようなところ。
0:37:26	もう今確認できていえるところってありますか。
0:37:34	年目か。
0:37:36	1人ずつMNFコマタでございます。
0:37:40	確実にいえるところは途中申し上げかけていただいた通りで、あと途中途中はですねおっしゃられる通りで埋めて
0:37:52	IAEAの欄のほうにですねちょっと機会がないというか無理やりちよつとつなげてるようなところもあるかと思しますので、適切にですね、反映されていると言えないようなところはですね。
0:38:09	本文添付のほうでしっかりと記載をしていくということで困っていきたいというように考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:20	以上です。
0:38:23	規制庁座ですね。はい。わかりましたそうすると
0:38:28	趣旨はわかりましたので記載が足りてないところもあるということで生起していったことだったと思いますので、当初月曜日に審査会合もありますので、それを踏まえて対応していただければと思います。それと私からは以上です。
0:38:48	MNFコマタでございます。どうもありがとうございました長期印刷
0:38:58	すいません規制庁ウツミです。続いてと同じ、同じ内容で同じような趣旨でちょっと私のほうで見てちょっとよくわからなかったところを伝えようと思います。おそらく記載の不足だと思っておりますが、
0:39:15	5-10 コメントの 5-10 なんですけど。
0:39:19	孔口の記載で火災時に火災発生時に影響を受ける恐れのある機器の設備機器を作業者が停止するということを許可に書いてあるんですけど、おそらくこれ、
0:39:33	内部火災(4)の②の(4)のところかと思いますが。方々給電等を提示しますという記載になってるんですけど、この給電を停止というもので許可ってこの設備費用作業者が停止するのをしっかり担保できるんですかっていうのが若干、
0:39:53	わからなかったんですけど給電を提出すればこれは設置許可でやっていた設備機器を停止するっていうことはしっかりと担保されるっていう認識でいいですし、でしょうか。
0:40:05	はい。一応ですねもう過ぎて添付の 1.1 の(4)のところで0っていう意味で書いてございます。
0:40:20	そうですね右腕を停止するということは、やはり一般業者が速やかに提示するというかなという認識でございます。
0:40:30	以上です。
0:40:34	規制庁ウツミそうわかりました一応確認すけども給電呈する提出すれば、スイッチを起動停止の説明をしてお蕎麦おさまりが基本的な9電停すれば、提出することがしっかりと担保されるということですのでよろしいですね。
0:40:49	はい。
0:40:51	規制庁点数了解です。続きましてもう11なんですけど、ここで必要な数量ということで持ち込み載せ管理が入ってるんですけど、必要な数量というのは具体的に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:07	この会議の標準書に来て何か規定がされるものなんでしょうかちょっとこの必要数量の管理っていうのが具体的にどう何に基づいてやられてるのかなんてわかんなかったんですけど。
0:41:21	MNFコマタでございます。
0:41:23	こちらのほうですねおっしゃられる通り、下部規定のほうで定めるということにしてるんですけども、ちょっと現状ですね具体的にそういったという数量でというのはですね。
0:41:40	まだ検討中というところで下部規定にへの反映はこれからということでございますけれども、やはり決めてですね越流決めて反映していくという予定でございます。以上です。
0:41:54	規制庁ウツミ了解です。それでは次なんですけど 5-15。
0:42:05	規制庁座なんですけれども、今の点はこれから決めてというかこれらの事業許可であったり設工認であったり火災影響評価を踏まえたインプットの状況高がそこに反映されるべきっていうところだと思いますので、
0:42:24	そういうところをですね数値まで保安規定に書かないまでも保安規定できちんとその下部マニュアルに読み取れるそこういう内容書くんだったっていうところを読み取れるように、としていただきたい。投資ぜひしていただく必要があると思いますし、
0:42:40	聞いたときはきちんとそこまで踏み込んで回答していただくようにお願いします。
0:42:48	はい、MNFパレットと繋がった。
0:42:55	規制庁ウツミ数続けてこれはちょっと確認なんですけどもの 15 のところの記載でこれ関連の許可のほうだと防災部門班というものが定義されてるんですけど、これ保安規定だと、どんどんこの記載に該当するのかなっていうところなんですけども。
0:43:17	前MNFコマタでございます。発災部門班、
0:43:23	ということかと思えますけれども、保安規定でここまで細かい切り分けて決まってるんでの方ですね、図の
0:43:41	非常に聞けばいいんですけども、
0:43:57	やはり並ぶ剛体ちょっとピークというのがついてございますけれどもこの中に公開、発災部門班というのは出てきて、例えばKK工場の定型化の
0:44:13	計画へ何か拡大なりが起こったとしたらば、その定型化の
0:44:20	表がですね、部門班長ということになるというような体制になってございます。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:31	規制庁積み数許可のこの図の 31 ページのところ 07 であるやつってことで了解です。
0:44:39	対応平和とは
0:44:44	ちょっとあそこの前に閉止するお持ちくださいと、後の
0:44:50	25-23 のところなんですけども。
0:44:55	ここ 23 で資機材資機材する資機材倉庫等の指定いただいた場所で保管管理っていうふうに書いてるんですけど、今回の申請内容見ると、この保管管理を伸ばす指定された場所で保管管理しますっていうのは読めないんですけどこれは基本的には場所は下部規定のほうでそれぞれものと、
0:45:15	紐づけて管理しているっていうこと認識でいいんでしょうか。
0:45:22	MNFコマタでございますはいおっしゃる通りでございます。保安規定上では物販入っておりますということで記載のほうをさせていただいて、あと具体的な場所凹凸量をですね、下部規定のほうで、
0:45:40	きてるということにはしてございます。以上です。
0:45:44	規制庁ウツミです。場所が場所場所の指定というものを文言がドアと保安規定とか下部規定でひもづいていない場合は、紐解いていけばいいんですけどひもづいていない場合は、適時御対応いただければと思います。
0:45:57	あと続けても 24 なんですけども。
0:46:03	ここで言っている
0:46:09	記載がちょっとこの 1 ページに内部火災(4)のところによくわからなかったんですけど、例えばこの三つ。
0:46:16	水消火を実施しますとか、そこら辺の記載ってもう二重の記載って具体的に(4)どこを読めばよろしいんでしょうか。
0:46:25	それでは、
0:46:41	ウツミですけどハシまでと②の過渡片括弧 5 のところで、
0:46:55	あと最後ですけど私と、
0:46:58	ちょっと飛んで 9 のほうなんですけど。
0:47:01	9-5 ではプレハブ物置に対する措置というものを一応言っちはいるんですが、保安規定の記載上層プレハブ物置に云々というのが出てこないんですけども。
0:47:15	これってどっかに記載があるものなんでしょうか。
0:47:21	はい。MNFコマタでございます。
0:47:25	答弁でこの辺のところもね、
0:47:48	発表については、会議手当と思ったんですけども、ちょっと
0:47:54	確認させてください。問題ございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:57	規制庁詰めと一応三田とちょっとバース番号合わせてしまったんですけども何かプレハブ小屋いい解のものを
0:48:05	っていうかわかりましたら、国は確認をお願いします。じゃあ機会を私から以上です。
0:48:20	規制庁の野村です。私から 10 数点ぐらいお聞きします。私は 18 条から後に 関して質問します。
0:48:30	まず、全体なんですけど、用語ですね、
0:48:35	保安規定と許可登用が一致してないところがありますのでこれに対して何か 対応して欲しいと。
0:48:42	例えばですねTNDってなってこれおそらく熱蛍光線量計だと思うんですけど、 これそのままだとわからない。
0:48:50	進ですねバイオアッセイ法というのが保安規定にあるんですけど、これおそら くえーとですね、申請上で、保安規定の申請。
0:49:00	はい。
0:49:01	にある尿中のウラン量を測定するっていうとこだと思うんですけどこれわから ないですね
0:49:10	なんてどう表現したら違和感ないんですけど、対応表を作るのか。
0:49:15	ちょっと何か対応してください。
0:49:23	それですね、次進めたいんですがまず 18-1 ですね。
0:49:29	52 条に規定してるって書いてあってカッコ別表 20 台 20 点ですけど、これ別表 第 2、20 は 52 条で読み込まれていないので関係ない。
0:49:43	なんです。ですから併記するなり何なり、
0:49:46	対応してください。あと 18-3 なんですけど、これ除染用具設けるっていうん ですけど、これが直接読めないですね、下位規程にあるなら、それを何かこうわ かるようにしてください。
0:50:00	あとですね、18-4 番ですねこれ立ち入り制限とか通報できる設計というこ とが書いてあるんですけど、これすいません立ち入り制限表示ですね、通報でき る設計ってあれですけどこれはもうちょっと直接読めないのでもっとわかるよ うにしてください。
0:50:17	18-5 番はですね、18-3 と同じか除染用具を設けるって書いたんですけど、 これも、
0:50:24	これは何かあった除染するって書いてあるんですけど、用具を設けるとかいう のが見当たらないですね。
0:50:32	また 18-7 番ですね、10 分の 1 にするとかですね、検査室とかシャワーを設 けるって書いてあります。これも、この 47 条で読めない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:43	かなと思いますね。
0:50:45	その次に 18-17 番。
0:50:48	なんです、これも 18-7 ならばですね、10 分の 1 とか、
0:50:56	書いてあるんですけど、これどこに書いてあるんですかってことですね。
0:51:00	18-19 番ですね、これはめますと全面マスク、
0:51:06	って書いてあるんですけどこれ 54 条にはちょっと見当たらないのかなと、多分値はどこに違うところが別表 5 何回多分書いてあるのかなと思います。確認してください。
0:51:18	次に 18-26 番。
0:51:20	ですね、これもですね遮へい放射線遮へいとかですねあとウラン量の上限値の計算が書いてあるんですけどこれどこにあるのかなとこの 72 条でちょっと読めないかなあ。
0:51:34	いうところです。
0:51:36	その次にですね 22 条なんです、三つ基準の 2 番ですね、これ事故が発生した場合の条件っていうことが書いてあるんですけど、これがですねこの添付 2 にちょっと書いてないというか、
0:51:51	添付にはそうじゃなくってちょっと違う事故発生した場合にこうするああするってあるんですけど、その条件に関して記述が見当たらないかなと。
0:52:02	22-11 番。
0:52:04	なんですけど、これですね集塵機とか固着材っていう話があるんですけどこれ別表 22。
0:52:12	書いてあるっていうふうに飛んでいくんですけど、これ本当にここ、この表に別表 20 に書いてあるのかなっていうちょっとざっと見たんですけど見当たらなかったですね。
0:52:23	22-13 番なんですけどインターロックがうまくいかない場合は手動で操作するっていうんすよこれ。
0:52:31	この標準層 1.4 標準書に書いてあるのかなという
0:52:35	ちょっとこれも当たり前のことなんですけど、ちょっと見当たらなかった。
0:52:41	22-17 番。
0:52:43	なんですけどこれ可搬消防ポンプ、
0:52:46	って書いてあるんですけど散水を行うって書いてあるんですけど、
0:52:55	可搬消防ポンプで行うとは書いていないので
0:52:59	22 のですね 33 番。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:03	なんですけどこれ当直警備員があれこれすると書いてあんですけど、保安規定には当初警備員という書き方をしていないんですね、これちょっとどこかに定義があるのかもしれないんですが、ちょっと直接読めなかったんです。
0:53:18	で、
0:53:19	22-51 番なんですけど。
0:53:22	これはですね 22 の 2 番ですねと同じで、その事故が発生した場合の条件って、
0:53:28	どこに書いてあるのかなあということです。
0:53:32	最後なんですけど 22-55 番ですね、これもですね、22-13 番と同じでインタロック云々で手動云々っていう話なんですけどこれどこに書いてあるのかなということです。
0:53:46	以上ですがわかる分かる範囲で今回答できればお願いします。
0:53:53	はい、MNFの中でございます。
0:53:56	エネルギー等ですねちょっといけなかったところもあるんですけども、除染用具については別表 2 立米見当たらないということをやられてたかと思うんですか。
0:54:10	今回払いで含めて、
0:54:14	北海道泊。
0:54:20	規制庁の野村です今回の修正で入れたということですか。
0:54:24	はい。
0:54:28	その他の機材というところでいろいろヨウ素剤とか規模とか、それから、この部分ですけども、その管理運営業務弁用部ということで硬貨入れてございます。
0:54:34	規制庁の野村です。そうすると操作対応状況済みっていうのは前回の資料の赤のホールドの下線つきの済になるっていうことですか。
0:54:53	えーとですね、こちらの資料は前回の面談の時の医療で一定前回面談のときにコメントいただいて、審査会合用資料ということで、対応結果の記載ぶりを変えたものをお送りしております、
0:55:12	そちらで 123 という表現にしております。
0:55:32	規制庁野村です。じゃあ今回申請ということで、今ここで新旧対照表を見たんですけど、例えば集じん機とか固着材も新たに追加されているということで、
0:55:52	以上です。
0:56:06	規制庁野村です。ちょっと全体的な話なんですけど先ほどから下位規定会計で話が出てきてるんですけど、私の質問というのは基本的には下位規定に書

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	かれてると思ってよろしいですか。ただそれがこちらに書いてなかったとか御社のほうで記載してないっていう、そういう理解でよろしいですかね。
0:56:24	一概には言えませんが、号棟からお話あるようにですね、その反映状況というところでは規制が足りないところもあると思いますので、当然、そのほうの本体に書いてあるところが、
0:56:40	下部規定に繋がるようにわかるように保安規定の本文のほうにも記載のほうを充実するということと、下部規定に定めるならとも胸がですね繋がるようにですね保安規定の本文のほう、議会を見直すということでございます。以上です。
0:57:01	規制庁野村です。わかりました。
0:57:12	規制庁アリタですそのお年の方から同じく参考資料①の関係で、多分今まで出てきたものと同様の指摘になっちゃうと思うんですけど、具体的に言うと例えば 18-8 ということで、
0:57:28	報告を見ると、
0:57:32	通ん濃度が高くなろうするなどの作業を行う場合には、保護着用スタッフで何たらかんたらとの評価にあって、その保安規定への反映を見ると 54 条にあるって話なんですけど、
0:57:47	54 条を見るとずばりそういう表現はなくて、多様な見ると、54 条第 2 項で、
0:57:55	議場が認められた場合に必要な措置を講じるとあるのでもうこの措置のことを
0:58:02	標準書に書いているという。
0:58:08	ことなのかなあと推薦されるんですかちょっとその辺もちゃんと整理して、
0:58:13	後日資料で説明するようお願いします。
0:58:18	はい、承知した。
0:58:38	規制庁の鈴木です。
0:58:43	今回例えば
0:58:46	第 2 条のところの臨界防止のところを見ますと、第 30
0:58:51	五条で別表第 2 に規定しているってなって、
0:58:57	新旧対照表を見ますと、確かに、別表第 2、
0:59:03	今回赤字で直してきているということですので、
0:59:08	この対応結果っていうのは、
0:59:10	今③になってるんですけど①っていうような
0:59:14	ことでよろしいということでしたっけ、その辺、
0:59:19	この 123 の考え方っていうのは、
0:59:24	どのようになってきましたでしょうか。
0:59:29	MNFのコマタでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:32	はいお宅をてる通り別表第 2 の方今回変更してございますので、
0:59:42	対応結果としてはスピードアップ実績っていると
0:59:50	そうですね。そういうことになるかと思えます。ちょっと単純に量だけを見て 35 条のほうですね、財投ペルー集計をしなかったものですから、別表第 2 にお考えはやっぱり 1 がついているかなと。
1:00:06	いうところでございますので、こちらのほうは見直させていただきます。以上です。
1:00:13	規制庁の鈴木です。そのような観点で全体的な見直しをお願いします。
1:00:20	同じく他店別表 2 次、2 なんですけども。
1:00:25	新旧対照表で、
1:00:31	ちょっとお待ちください。
1:00:34	でした。
1:00:38	はい。
1:00:44	今日のスズキです
1:00:46	別表第 2 なんですけども 7 新旧対照表で 70 ページで、
1:00:53	今回一番上の
1:00:56	ところで電源り二つでリーフた折負担に帰ってきてると思うんですけども。
1:01:06	えーとですね。
1:01:10	これ 35 条の本文中はリーフターのままなんですね。
1:01:14	ですのでその辺とか
1:01:18	危機だとか設備ですとか等、その他の部屋の名称とかもちゃんと固有名詞とか
1:01:26	ちゃんと
1:01:28	もう一度チェックしていただいて正しい区すべて正しく
1:01:32	記載されているかどうか確認いただけないでしょうか。
1:01:38	MNFコマタでございます。
1:01:41	はい設けてごさいません。今回リフトに関してはですねすべて図のほうも日不可ということで、防護卓上サトウをいうことをスズキせたんですけども、例えば 35 条では、
1:01:57	いうのはどこだというところでございますので、ここだけではなくてですね、もう一度確認のほうで適切に修正させていただきます。以上でございます。
1:02:14	規制庁の鈴木です。
1:02:19	例えば 2 の 2-1 と 2-2 っていうあると思うんですけども、
1:02:27	2-1 の一文目が 2-2 と同じことを言ってるのではないかと思うんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:36	そうしますとここハードの問題なので、
1:02:39	記載がないのかなと思って思ってるんですけども。
1:02:44	35 条を見ていただきますと、
1:02:55	はい。
1:02:57	そもそも始め初め 35 に記載の章が
1:03:04	機器設備の寸法または容積制限すればこんなものの困難なものについてどう のこうのするって書いてあって、
1:03:16	規制先方だとかそんなので制限できる。
1:03:20	ものについては触れてないので、ハードで触れてないだと思ってるんですけど も。
1:03:27	もう一度ハードとソフトで記載が要るか要らないかっていう観点での抽出です とか見直していただければと思います。
1:03:39	はい。MNFコマタでございます。
1:03:44	はい。ピローですね元の所申し上げました通りかなり
1:03:50	設計とってるという語尾のほうを抽出事項がありますので、今おっしゃられた 通りですね、
1:03:59	必要なのか、ハードなのかというところの見極めももう一度ですね、確認させ て、適切なバック系いただければと思います。以上です。
1:04:12	はい、規制庁の鈴木です。
1:04:16	また 2-1 のところなんですけども、
1:04:21	この文章を見ますと、
1:04:25	それが困難な設備機器については質量もしくは幾何学。
1:04:30	適形状管理し、またそれらのいずれかと、原則どう組み合わせで管理するって 書いてるんですけども。
1:04:38	今回
1:04:41	この幾何学的性状っていうのは入れてきてると思うんですけども別表 2 のほう に
1:04:52	新旧対照表のほうで
1:04:56	例えば
1:04:58	70 ページの
1:05:02	コールドトラップドとかあると思うんですけど上から
1:05:06	2 列目 3 列目あたりにこの辺値の減速度だけでしか
1:05:12	書かれてないんですけども、確かに許可上限速度でいいと思うんですけどもで すけど許可同じ許可に今言った 2-1 の文章で
1:05:24	いずれかと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:26	減速度組み合わせで管理するっていった場合この減速度だけでいいのかなっていう
1:05:32	記載の問題なんですけども。
1:05:36	ちょっと
1:05:38	もう一度細かいところも
1:05:42	おっていってもらえればと。
1:05:45	思います。
1:05:50	はい。
1:05:51	今のところについて6件速度層との行った結果、
1:06:00	その辺のレベルの
1:06:03	そっか。
1:06:04	というのが根底からまで、
1:06:08	本当にこの件については、 α のプログラムであり、
1:06:14	適正っていう
1:06:20	はい。MNFのコマタでございます。
1:06:24	はい
1:06:26	やられたところがゴールドトラップのところだと思うんですけども、今日
1:06:35	何でしょう、3日の担当のものがネットマこの記載はこれでいいのかなという ようなところなんですけれども、
1:06:47	いかがでしょうか。
1:07:49	MNFコマタれて、共用区間。
1:07:53	長鈴木です。聞こえております。ちょっとお待ちください。
1:07:56	やはり業界の
1:08:22	規制庁増なんですけども。
1:08:25	ここも確かに許可の学的制限値の表を見ると、
1:08:30	減速度だけになってるんですけど。
1:08:32	これこのように-1の文章にある通り、こういう認識で僕いたんですけども。
1:08:40	核的制限値の減速度だけなんですか。
1:08:48	一方、
1:08:50	適正では制度形状管理で基盤形状を変えることを挙げております。その上で、
1:08:59	すいません聞こえませんでした、もう一度お願いします。
1:09:03	はい。
1:09:04	ペネ役に立ってくれるのか、適正な利益倍いる=0.88号館れてるということで、あとCOCOコードクラックプリンターある。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:16	それについてに高く評価を行って安全、その安全べきであることを確認しております。
1:09:26	規制庁ですんですから、単一ユニットとしては減速度だけってということなんですよ ね。
1:09:32	はい。
1:09:45	とりあえず、まあそうですねあの今日許可で核的制限値にしてそれしか書いて ないんで、そういう評価なんだと思いますんで、そうすると、もうこの文章との関 係が適切じゃないよねってということかもしれないですね。
1:10:04	グループの関連については、納税額 2 桁上がっていきなきゃ回答いたしま す。
1:10:20	規制庁の鈴木さんの別表 2 に関し、もう少し確認させていただきたいんですけ ども今回濃縮度 5%以下っていうのは頭に書いてしまって、
1:10:32	その他、
1:10:35	例えば昔の復帰支給古いほうの表で
1:10:44	例えば 4.2%以下とかってところがあると思うんですけど、左図の、例えば ヒューム風土とか、
1:10:51	この辺の 4.2 っていうのはどのようになって、
1:10:55	新しい表です。どのようになってるんでしたでしょうか。
1:10:59	この 4.2%スプレイ冷却あの後では 4.2%以下のものが 1 以下であるものにつ いては、運転 2%以下であることを理由に
1:11:10	いろいろ専用の確保と分けたんですけれども、その辺り犬塚のほうでこの原点 に%制限というのをすべてすべて歩き回って、5%といたしました。
1:11:22	その関係でそれを
1:11:25	答弁する形で
1:11:28	本店のほうでもあるんだけど、5%以下で、
1:11:31	以下振り返りでございます。
1:11:33	何だということて統一をかけました。
1:11:36	明日
1:11:39	すいませんあと
1:11:42	75 ページのところですけども細かくてすみません。
1:11:47	ちょっとこの辺も確認なんですけど一番上の減速度が
1:11:54	水素とウランの比でやる与えてるとことあとこの一番みたく
1:12:00	乾燥機な 40℃方を水蒸気幾何とかがって書かれてるとこまでこれは、
1:12:07	新しい表ですとまたこれ不要になってるってことで、
1:12:12	よろしいんでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:14	15 ページと 1999 お金は 46 号はページ大きいかということで評価をしてみましたんですけども、
1:12:27	当該の関係についてはここはまた新しい商売は購入の方は不出力という以下という方法を果たしております。
1:12:41	規制庁の鈴木です。はい、承知しました。
1:13:05	規制庁の鈴木です。私のほうからは、はい。
1:13:09	今のところ以上です。
1:13:12	はい。
1:13:14	MNFコマタでございます。どうもありがとうございました。
1:13:26	規制庁座ですけど、先ほどの核的制限値のところなんですけど、このところって最適減速条件の推定臨界下限値を超える
1:13:41	量のウランを取り扱う場合は原則どう取り入れ組み合わせし管理するっていうふうに記載されていて、このところってそもそもだから、推定臨界下限値を超える量はまず構内っていうのが前提にあって、
1:13:58	これで管理してるっていうことなんじゃないんですか。
1:14:07	基本的基本的には妥当で比べたらさらにフィードバック合う警備。
1:14:16	そんな警備無理では現行とか産業をしておりますので、が一番いい例. 5。
1:14:26	0.5 であること。
1:14:31	本当マーケット全部基盤があるため、
1:14:37	時検討の会議の方と営業っております。
1:14:43	規制庁座です。ですので、おそらくだからちょっと引用しているところとかの対応で記載が反映すべき内容の記載が定期きちんと適切にしていただければ。
1:14:59	説明がつくんじゃないかなと思いますんで、資料を見直すときにあわせて見直していただければと思います。
1:15:06	はい。
1:15:15	時間、
1:15:28	すいません規制庁ウツミです。次、資料のほうの確認でちょっと、資料 1 のほうでちょっと 2 点ほど確認したいんですけども。
1:15:41	まず 1 個目で今回 9 ページと 10 ページで、
1:15:47	抽出された反映すべき事項の反映条文等①②なんですけど、これ 9 ページは抽出された主な弱点抽出された反映すべきと書いて、10 ページは抽出された主な反映すべきと書いてあるけどこれって何で違うんですしたっけ。
1:16:06	MNFコマタで
1:16:17	9 ページのほうはとったんですが、縦型のページのほうは、こちらの空調漏れです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:23	次の
1:16:30	規制庁ウツミです了解です。
1:16:34	でもそれでも出続けてとりあえず確認したいんですけど。
1:16:38	13 ページの
1:16:41	10 号証とか重々に 15 章と需要相のこの記載の変更の部分なんですけどいた だいている保安規定の根本を見ると、もともとの根本だと 15 章が定期評価で 16 消火記録及び報告で、
1:16:57	これ想定発新旧のほうも、14 章があつて寄付評価にかかわらせて 15 章が記 録報告なんですけど、ここの記載で間違いということによろしいんですか。
1:17:14	MNFコマタれる点
1:17:18	はい、おっしゃる通りつき合い正規評価額割賦負担も大きい。
1:17:24	ではなかったということでちょっと提供から抜けております。
1:17:28	すみませんでした。
1:17:30	規制庁ウツミです了解です。
1:17:35	規制庁ノムラです。
1:17:37	規制庁ノムラです。
1:17:39	はい。1 点もう 1 点追加で確認なんですけど、18-16 番なんですけど、
1:17:46	ここにASTM
1:17:48	2 の資料に基づいて書いてあるんですけどこれもこの 70 錠とそこから飛んで る表。
1:17:56	幾つかから読めなかったもので、これも
1:18:02	確認をお願いします。
1:18:06	MNFコマタでございます。消化器またはこちらは、
1:18:12	別表のほうで、受入仕様値がありますので、機械のほう適正化させていただき ます。以上です。
1:18:29	規制庁の鈴木です。
1:18:32	パワーポイント資料のほうに戻っていただきたいんですけども。
1:18:36	まず 9 ページ目と 10 ページで
1:18:41	当社はこの表の中に火山の
1:18:46	範囲のことが書いてなかったの何が主なんですかっていう
1:18:51	どのように思うなんていうのを考えてるんですかって言う
1:18:55	質問させていただいて、
1:19:00	はい。
1:19:01	どういう観点でこの表作られてるんですかっていうことを質問したつもりだった んですけどもそれで今回

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:12	それともなんてとってくださいって言ったわけじゃありませんので
1:19:17	この要は、
1:19:19	9と10の中に反映させたものが漏れなく、
1:19:25	細かいのがいいと思うんですけども。
1:19:28	漏れなく書いていただければというような認識で。
1:19:34	前回の面談時にはお伝えしました。
1:19:37	今回これはそういう観点ですべて書かれたってということで、
1:19:43	10ページ目のほうをどうもなおとるってということでよろしいのでしょうか。
1:19:51	MNFコマタでございます。
1:19:55	そうですね
1:19:58	明らかにその細かい今回の修正ですね縦長のベビー経過ということで、定量8的な修正もございますので、この表ですべてということはちょっと言いづらいのかなというところもあるので、
1:20:17	できればですね、という言葉をおページのほうにもさせていただければということで考えますけれども、大きな前回出て5滴いただいたように降下火砕物のでぜひ機材の整備とかですね。
1:20:34	大きな項目としてはもれなく反映するというような趣旨でございますけれども、細かいの含めるとするならば主なというのを入れさせていただければと思いますがいかがでしょうか。以上です。
1:21:00	規制庁規制庁座ですけども、
1:21:04	ちょっともう時間もないんですけど明らかなものはちょっと修正してもらったほうがいいと思いますんで、今のその粉を来ページ入れるだとかですね。あとあの最後のあれですね記載の適正化のところの章の誤りですね記載の
1:21:24	はい、これはちょっと考察が2恥ずかしいので。
1:21:28	問題はございません。こういうところのコメント、当日するのは避けたいので、修正してください。
1:21:38	3掛ける4パターン目がテンありがとうございます。
1:21:42	規制庁の鈴木です。資料差し替えていただくってことでしたら11ページ目なんですけどもここマスキング
1:21:52	ません。
1:21:57	規制庁の鈴木です。11ページマスキング入ると思うんですけども。
1:22:03	判例だけマスキングかからないっていう
1:22:06	いうふうになってたと思うんですけども。
1:22:09	右っかわの立ち入り制限区域のところと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:13	色がつけてあって黄色がなってなって左側の立ち入り制限区域廃炉なっ てて、
1:22:20	ちょっとこれわかりづらくなっている
1:22:23	ところもあるので、
1:22:29	この辺はどうでしょうか直していただくほうが、
1:22:34	データの気はするんですけども。
1:22:39	MNFコマタでございます。
1:22:42	パッキングを判例まで隠してよろしいという理解でよろしいでしょうか。
1:22:58	町の鈴木です。はい電車マスクングする判例箇所もお願いします。
1:23:04	あと、
1:23:06	同様に
1:23:07	立ち入り禁止区域というのが肌色でついてると思うんですけども。
1:23:13	これ右側の凡例にはないので、
1:23:17	また判例だとか、正しくやっていただければ。
1:23:21	記載していただければと思います。
1:23:27	MNFコマタでございます。
1:23:33	また、
1:23:52	発行する。
1:23:56	今、
1:23:58	そうですね。
1:23:59	事業者主体、
1:24:02	まず、
1:24:06	それは、
1:24:08	はい。
1:24:18	どうぞ。
1:24:25	博士については、
1:24:31	はい。
1:24:37	同じグレード左は制限とか、まあ火事が正しいんですけども、人事の達成とい う会議録から前からある場所は書いてないけど、それでいろいろ書いてないで すけど、管理区域変更されてるんで。
1:24:53	上の二つを同じにしてきた報告変えないとなんかこう
1:24:59	何かやっぱ合わせるべきべきでしょう。同じやっぱ合わせって言ったほうが いいよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:07	すいません。規制庁ウツミですけどもちょっと今、鈴木さんの後半の指摘の回答がちょっと足りないかなと思って、指摘の中にあつた立ち入り制限区域とかの色の使い方は直されるという認識でよろしいのでしょうか。
1:25:26	MNFコマタでございます。
1:25:31	ただいまの件ですけれども、一応右側の図についてはですね、許可部分を触っているのでもちよつとそのままだつたんですけれども、確かにですねオレンジ色というんですか組もうところは立入禁止区域というような
1:25:49	そのようになりますので、右側の図のところにもですね、オレンジ色の立入禁止区域の凡例を見て入れようかなというところでございます。以上です。 すいません、規制庁ウツミそれはそれでやっていただいていたいいと思うんですけど月になってるのかもしれない、
1:26:09	今もずっと立ち入り制限区域が廃炉で右の図妥当立ち入り制限エネルギーが黄色んになっているんですね、逆に右側の図など立ち入り制限か立ち入り管理区域が廃炉になって、その左、右と左で同じ炉を使ってるのに別の場所をさせるっていうのが、
1:26:26	わかりづらいんじゃないかという指摘だったんですけど、ここはどういかがでしょうか。
1:26:36	はい。
1:26:40	はいMNFのコマタでございます。
1:26:45	おっしゃられる通り明確化にグレーだけを見ると、こちらは同じくいかなというように見えるので、ちよつといろいろ部会のほうは改定中でやっばいただければと思います。以上です。
1:27:00	規制庁ウツミですよろしくお願ひします。
1:27:07	規制庁ある程度それちよつと終了を徴収するという話なんでちよつと次に一つ形式的なところだけなんですけど参考資料①なんですけど。
1:27:20	25 ページの一番上の歓迎すべき内容の欄なんですけどこれ線が那珂聞いているんですけど、これ。
1:27:33	例えばこれほかのページにもだつたはずなんで、修正されるのであれば、ついでにここも一緒に増えてくださいということでもよろしくお願ひします。
1:27:45	MNFコマタでございます。
1:27:48	防滴ありがとうございます。ただ、こちらバーツ現場がワードで作ってるんですけどございまして、22-11 というのが前ページの最後から次のページに、
1:28:04	稲場って書いてあるというようなところはちよつと、このような点が現れないというような現象になってしまっているの、それと後付で手を引くなりしてですねちよつと修正わかっていたいただきたいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:22	規制庁ノムラです。1点さっきのパワーポイントの資料11ページで、もう1回確認なんですけど。
1:28:29	審議→の左のですね、のですね、左上のずっとトラックヤードって書いてあるところは、右で言う全室と同じなんですかねそうすると壁の位置が、
1:28:40	この原料倉庫の内壁と全室の壁なんかそろってたり想定なかったりするんですけどこれ改造してるんですかね。
1:28:53	MNFコマタでございます。
1:28:56	左側のNRAの名称的には従来というのが現状トラックヤード等と呼んでおります市政風景の中で全数というような読み方になるんですけども、
1:29:11	ちょっと期間についてはですね、ちょっと従前の図が明確でなかったということで、今回、図のほうも新しくなっておりますとどちらがって書くということで、特に大きさというのはですね。
1:29:26	補強は決まったけれども北のほうは変わっていないということでございますでしょうか。
1:29:34	規制庁ノムラです。わかりましたじゃあ性格のものに合わせてください。もう1ヶ所、その下の附帯設備室の壁もこれまるっきりドアの位置とドアとの関係が全く違って左側、
1:29:50	附帯設備室の壁の両側にドアがある感じなんですけど、右側、原料倉庫の壁と附帯設備室の壁が一体これもうじゃあこれはどちらが正解なんですかね。
1:30:05	MNFのコマタでございます。
1:30:08	こちらに関係なくては絶対に壁を撤去してウチダをしております。現状、右側の壁間仕切りになってございますが、こちらは計画でございます。以上です。
1:30:21	規制庁ノムラです了解しましてはそのときに少し附帯設備室の壁というか付帯設備室の壁に合ったなったということでいいんですよ。
1:30:32	MNFコマタでございます。はい、その通りです。
1:30:37	弊社のノムラです。了解しました。
1:30:55	規制庁ウツミでございます。一応こちらからの確認事項は以上になりますが、事業者の何かございますでしょうか。
1:31:07	はい。MNFのコマタでございます。
1:31:14	はい、一応提携は了解いただきましたので、修正のほうをさせていただくということで、よろしくお願いいたします。
1:31:25	規制庁ウツミです了解です。それでは本日の面談法で終了したいと思います。ありがとうございました。
1:31:32	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。